

営業時間短縮要請と協力金の支給に対する主な質問と回答 【令和3年5月10日】

I 営業時間短縮の協力要請について

(※ホテル・旅館の場合は「営業時間」を「飲食の提供時間」と読み替えてください。)

質問項目	回答
1 総論	
①営業時間短縮の協力要請の期間は？	営業時間短縮の協力要請は、1月25日0時から2月7日24時までの14日間です。
②要請の対象となる区域は？	山梨県全域です。
③対象となる施設（業種又は業態）は？	別紙「営業時間短縮要請の対象施設」参照
④営業時間短縮は何に基づくものか？	新型インフルエンザ等対策特別措置法（第24条第9項）に基づく要請です。
2 営業時間短縮要請	
①なぜ、その業種だけの営業時間短縮要請をするのか？	新型コロナウイルスへの感染は、飲酒を伴う懇親会等や大人数や長時間に及ぶ飲食などの場で起きやすいとされ、本県でも、これまで会食の場を起点とする感染者が確認されていることから、飲食を提供する施設の営業時間を短縮し、感染拡大を防止しようとするものです。
②21時までに営業終了とはどういうことか？	21時までに店内にお客様がいない状態にしていただくようお願いします。
③ホテル・旅館における、21時までに飲食の提供を停止するとはどういうことか。	宴会場スペース等から全ての利用客に退出していただく必要があります。
④インターネットカフェ、マンガ喫茶は対象か？	宿泊を目的とする利用が相当程度見込まれる施設でもあることから、営業時間短縮要請の対象外としています。
⑤ホテル・旅館の宴会場での飲食は対象か。	宴会場など専ら飲食を提供するスペースについては営業時間短縮要請の対象となります。
⑥ホテルや旅館において、宿泊部屋で飲食を提供する場合は対象か。	宿泊部屋は営業時間短縮要請の対象外です。
⑦ウェディング専用施設やセレモニーホールにおける飲食は対象か？	営業時間短縮要請の対象外となります。なお、営業に当たっては感染防止対策を徹底していただくようお願いします。
⑧要請の対象外である飲食サービスはどのようなものか？	<ul style="list-style-type: none"> ・惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗 ・ケータリングなどのデリバリー専門の店舗 ・スーパーやコンビニ等の店内イートインスペース（フードコートを除く） ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー ・飲食スペースを有さないキッチンカーや露店

<p>⑨飲食店等が21時で閉店し、以降はデリバリーやテイクアウトの営業を続けてもよいのか？</p>	<p>21時以降、デリバリーやテイクアウトのみ営業を続けることは営業時間短縮要請の対象外です。店内での飲食営業時間を21時までに短縮した場合は、協力金の対象となります。</p>
<p>⑩施設内にいくつか営業時間短縮要請対象施設がある。この場合、施設全体で営業時間短縮しないといけないか？</p>	<p>協力要請対象施設のみ営業時間を短縮していただくことで差し支えありません。</p>
<p>⑪ショッピングセンターのフードコートは営業時間短縮要請の対象か？</p>	<p>21時以降も営業している飲食店については営業時間短縮の要請対象となります。</p>
<p>⑫既に予約が入っているので断れないが、期間中全ての日を営業時間短縮しなければならないのか。</p>	<p>協力要請期間中の営業短縮についてご理解とご協力をお願いします。 なお、協力金は1/25または1/29から2/7まで連続して営業時間短縮又は休業していただいた場合に支給対象となります。期間中に1日でも21時から5時までに営業した場合は支給対象外となります。</p>
<p>⑬山梨県は、グリーン・ゾーン認証をしているから安心・安全に食事ができると言ってきたのに、なぜ営業時間短縮要請を行うのか。</p>	<p>本県における急激な感染拡大など、感染防止対策を更に強化することが不可欠と判断し、感染リスクが高くなる長時間の飲食につながる人の流れを制限することとしました。ご理解とご協力をお願いします。</p>
<p>⑭営業時間短縮要請に伴い、「Go To イート」の食事券発行は一時停止するのか。また発行済みの食事券の利用抑制を呼びかけるのか。</p>	<p>「Go To イート」事業については、大変厳しい経営状況にある本県の飲食業への支援のため、引き続き実施します。発行済みの食事券についても、現時点では、利用抑制は呼びかけません。</p>
<p>⑮ホテル・旅館において利用客へのサービスは全て休止する必要があるか？</p>	<p>飲食を提供するサービス以外については、営業時間短縮要請の対象としていません。</p>
<p>⑯ルームサービスや自動販売機も営業時間短縮要請の対象か？</p>	<p>宿泊部屋での飲食は営業時間短縮要請の対象ではありません。また、自動販売機も営業時間短縮要請の対象外です。</p>

II 協力金の支給について

(※ホテル・旅館の場合は「営業時間」を「飲食の提供時間」と読み替えてください。)

質問項目	回答
1 総論	
①協力金の支給対象は？	営業時間短縮の協力要請（1月22日発出）に応じて、営業時間短縮を行った施設のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・やまなしグリーン・ゾーン認証を受けた飲食店 ・休業協力要請を個別に解除された遊興施設 ・やまなしグリーン・ゾーン認証を受けた、飲食を提供するホテル・旅館（休業協力要請の対象となっている場合は、個別解除されていることも要件）
②協力金の支給金額は？	1/25～2/7の期間、 連続して営業時間短縮要請に応じた場合、56万円 1/29～2/7の期間、 連続して営業時間短縮要請に応じた場合、40万円 ※ただし、週末のみ営業している場合など、21時以降の営業を行う日が通常週3日以下の場合は半額 （併せて4-①、②もご覧ください。）
③協力金を支給する趣旨は？	感染が急激に拡大する中、感染への防壁を高めつつ、事業継続への影響を最小化し、生命と生活との両立を図る必要があります。このため、十分な感染対策を実施した上で営業時間短縮要請に応じていただいた事業者の皆様へ協力金を支給するものです。
④複数の店舗等を経営している場合、各店舗とも協力金の支給対象になるのか？	協力金の支給要件を満たしている場合は、複数の店舗等が対象になります。
⑤大企業が経営する施設も協力金の支給対象になるのか？	対象施設が交付要件を満たしていれば、大企業でも対象になります。
⑥本社が県外にあっても協力金の支給対象になるのか？	県内に所在する対象施設が交付要件を満たしていれば、対象になります。
⑦飲食店の許可が失効していたが協力金の支給対象になるのか？	営業許可が失効していた場合、そもそも営業が出来ないため、支給対象とはなりません。

<p>⑧申請方法はどのような方法があるか？</p>	<p>申請方法は2種類あります。</p> <p>【オンライン申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記アドレスからオンラインで申請できます。 https://va.apollon.nta.co.jp/yamanashi_kyou-ryoku/ <p>【郵送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から送付した書類又は県ホームページからダウンロードした申請書に必要な事項を記載し、必要書類を添付して下記事務局に送付してください。 (事務局) 〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16-1 富士急行ビル9階C号室 山梨県営業時間短縮要請協力金事務局
<p>⑨申請受付期間は？</p>	<p>申請書の受付は、2月8日から3月8日までとなります。（郵送の場合は同日の消印有効）</p>
<p>⑩申請に必要な書類は？</p>	<p>①交付申請書【様式1-1】</p> <p>②誓約書【様式1-2】</p> <p>③飲食店等については食品衛生法の飲食店営業許可証の写し、ホテル・旅館については飲食店営業許可証及び旅館業法の営業許可証の写し</p> <p>④振込先の通帳等の写し【様式1-3】</p> <p>⑤対象店舗・施設において「営業時間短縮の案内」（又は休業の案内）を掲示したことが分かるもの。 【様式1-4】</p> <p>⑥対象店舗・施設の「通常時の営業時間」が分かるもの。 【様式1-5】</p> <p>※申請書類は追加・修正する場合があります。詳細については、県ホームページ等をご確認ください。</p>
<p>⑪申請の詳細については？</p>	<p>その他の詳細については、県ホームページ上にある「山梨県営業時間短縮要請協力金申請要領」に詳しく記載がありますのでご覧ください。</p>
<p>⑫民泊や民宿は協力金の支給対象となるか？</p>	<p>民泊は旅館業法の営業許可でないため対象外。旅館業法の旅館・ホテル営業または簡易宿所営業の許可を受けた民宿は、支給要件を満たせば対象となります。</p>
<p>⑬ホテル・旅館内の施設で、飲食店営業としてはグリーン・ゾーン認証を取得していないが支給対象となるか？</p>	<p>宿泊施設がグリーン・ゾーン認証を取得していれば、ホテル・旅館として対象となります。</p>

⑭宿泊施設の中に宴会場のほかに飲食店がある場合、別々の支給対象となるか？	飲食店が宿泊施設とは別にグリーン・ゾーン認証を受けていれば別々に対象となります。
⑭協力金は施設の座席数・部屋数や面積などの規模で異なるか？	規模に関わらず一律の金額となります。
2 支給要件に関すること	
①要請の期間中（1月25日～2月7日）の全ての日において、営業時間短縮営業に取り組む必要があるのか？	協力金の支給を受けるためには、要請の期間中（1月25日～2月7日）の全ての営業日において、連続して営業時間短縮に取り組んでいただく必要があります。準備の都合上、1月25日から営業時間短縮を行うことが困難な場合にも、1月29日から2月7日まで連続して営業時間短縮を行うと支給対象になります。営業時間短縮を行わない日が期間中に1日でもあれば、協力金は支給されません。 ※なお、定休日は営業時間を短縮した日とみなします。
②営業時間短縮営業ではなく、終日休業した場合は協力金の対象になるのか？	もともと、21時以降も営業している飲食店等が、営業時間短縮ではなく終日休業した場合で、協力金の支給要件を満たしている場合は対象となります。
③要請期間中に予約が既に入っており、その日は21時以降も営業した場合は、支給対象となるのか？	協力要請期間中の全ての営業日において、連続して営業時間短縮に取り組んでいただく必要があります。協力要請期間中に営業時間短縮を行わない日が1日でもあれば、協力金は支給されません。
④もともと月～金曜は20時に閉店、土日曜は22時に閉店していた場合、土日曜の営業を21時までに閉店すれば、協力金の対象となるのか？	もともと22時に閉店していた土日曜の営業を20時までに短縮し、期間を通して21時までに閉店すれば協力金の支給対象になります。ただし、週末のみ営業している場合など、21時以降の営業を行う日が通常週3日以下の場合は半額となります。
⑤以前は21時以降も営業していたが、コロナの影響により最近21時に閉店していた場合は、対象にならないのか？	コロナの影響前に21時以降まで営業しており、コロナの影響後に21時までに営業時間短縮した場合は対象になります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。
⑥通常は21時までの営業だが、お客の予約が入った場合は22時まで営業している。この場合、協力金の対象になるか？	通常の営業時間が21時を超えていない場合は、協力金の対象になりません。

<p>⑦今回の要請前からコロナの影響で自主的に休業している場合は、協力金の対象になるのか？</p>	<p>協力要請期間の前から、通常21時～5時の時間帯に営業していた実績があり、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在、一時的に休業している場合は対象となります。なお、新型コロナ感染症とは関係のない事由で自主的に休業している場合は対象外となります。</p> <p>※ただし、グリーン・ゾーン認証店又は個別解除施設であることが前提となります。</p>
<p>⑧専ら飲食を提供するスペースとは？</p>	<p>ホテル・旅館の大小宴会場や会議室、食事会場、食堂、レストラン、バー、ラウンジ、喫茶スペースなどです。</p>
<p>3 申請方法等に関すること</p>	
<p>①協力金の申請はいつからできますか？</p>	<p>2月8日10時から申請できます。</p>
<p>②協力金は、申請してから何日後に支給してもらえるのか？</p>	<p>できるだけ速やかな支給に努めます。申請書類の不足や記入漏れがある場合はその確認に時間を要するため、「申請に必要な書類」と記載内容を確認のうえ、提出して下さるようお願いいたします。なお、協力金の支給はグリーン・ゾーン認証の取得後となります。</p>
<p>③営業時間短縮、休業を行ったことはどのように確認するのか？</p>	<p>後日、施設内に掲示した営業時間短縮に関する案内の写真やホームページの写し等で確認しますので、営業時間短縮の実施にあわせて、準備しておいて下さい。</p>
<p>④営業時間短縮の案内例は？</p>	<p>県のホームページからダウンロードできます。</p>

4 グリーン・ゾーンの認証について	
<p>①1月24日までにグリーン・ゾーン認証の申請をしたが、まだ、認証を受けていない施設は協力金の対象となるか？</p>	<p>1月24日までに事務局（甲府市丸の内1-17-10 東武穴水ビル7階）に認定申請書等が受理されていて、営業時間短縮要請に協力した場合は協力金の対象となります。協力金の額は、56万円（1/25～2/7まで14日間）、又は40万円（1/29～2/7まで10日間）となります。3月8日までに申請手続きを行ってください。</p> <p>※ただし、週末のみ営業している場合など、21時以降の営業を行う日が通常週3日以下の場合は半額となります。</p> <p>※また、原則として令和3年6月30日までに認証を取得できなかった場合は、交付対象から除外されます。</p>
<p>②1月25日から1月29日までにグリーン・ゾーン認証の申請をしたが、協力金の対象となるか？</p>	<p>1月29日までに事務局（甲府市丸の内1-17-10 東武穴水ビル7階）に認定申請書等が受理（郵送又は持参の場合は同日17時必着）されていて、営業時間短縮要請に協力した場合は協力金の対象となります。協力金の額は、40万円（1/29～2/7まで10日間）となります。3月8日までに申請手続きを行ってください。</p> <p>※ただし、週末のみ営業している場合など、21時以降の営業を行う日が通常週3日以下の場合は半額となります。</p> <p>※また、原則として令和3年6月30日までに認証を取得できなかった場合は、交付対象から除外されます。</p>
<p>③1月30日以降のグリーン・ゾーン認証の申請は、協力金の対象となるか？</p>	<p>1月29日（上記②のとおり）までに事務局に認定申請書等が受理されていない場合は協力金の対象外となります。</p>

5 遊興施設やホテル・旅館の休業協力要請個別解除について	
①遊興施設やホテル・旅館の休業協力要請個別解除とは、どんな制度か？	遊興施設や集会の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるホテル・旅館に対しては、休業の協力要請（施設の使用停止の協力要請）を行っていますが、県が示す基準に沿った感染防止予防ガイドラインを作成し遵守する施設等については、使用停止等の協力要請を個別に解除する取扱いとしています。 休業協力要請の個別解除を受けるためには、県に申請し、施設の確認を受ける必要があります。（相談については6②を参照）
②個別解除を申請しているが、まだ、解除されていない施設は協力金の対象となるか？	1月22日までに個別解除の申請を行い、1月29日までに個別解除を受けて営業時間短縮要請に協力した場合、1月29日以降の協力金の対象となります。
③1月23日以降に個別解除を申請する場合でも協力金の対象となるか？	1月23日以降に休業協力要請の個別解除を申請する場合、協力金の対象とはなりません。
④宿泊施設において、休業協力要請の対象となっている集会の用に供する部分が1,000㎡を超えているが、個別解除をしていない。現在使用を中止している部分を除くと1,000㎡以下となるが、協力金の対象となるか？	使用の有無に関わらず、集会の用に供する部分が1,000㎡を超えている場合であって、個別解除を行っていない場合は対象外となります。（相談については6②を参照）

6 その他	
①国や県、市町村の助成金や給付金を受けた場合、支給対象とならない場合があるか？	<p>原則として、他の助成金等の受給を受けていても協力金の申請は可能です。</p> <p>ただし、国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」においては、本協力金の支払対象となる飲食店は対象外としています。</p>
②相談窓口は？	<p>【協力金の申請について】 (山梨県営業時間短縮要請協力金事務局) 電話番号：055-222-6111</p> <p>【飲食店等の協力金の支給について】 (産業労働部 産業政策課) 電話番号：055-223-1532</p> <p>【旅館ホテルの協力金の支給について】 【宿泊施設における休業協力要請個別解除について】 (観光文化部 観光文化政策課) 電話番号：055-223-1556</p> <p>【グリーン・ゾーン認証について】 (やまなしグリーン・ゾーン認証事務局) 電話番号：055-222-0384</p> <p>【遊興施設の休業協力要請個別解除について】 (福祉保健部 衛生薬務課) 電話番号：055-223-1489</p>
③不正受給に対する罰則等はあるか？	<p>協力金交付後に、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、協力金の全額を返還していただきます。</p> <p>申請の際には、こうした不正行為等を行わない旨の誓約書を提出いただくこととしています。</p>

営業時間短縮要請の対象施設 (I-1-③関係)

(別紙)

施設の種類	内訳	施設区分 (感染防止対策の状況)	協力要請の内容 (特措法第24条第9項)	協力金の支給 (※交付要件を満たす必要があります)
食事提供施設	飲食店(居酒屋、接待及びカラオケを伴わないバー・スナックを含む。)、料理店、喫茶店等 ※宅配・テイクアウトサービスのみを提供する場合を除く	グリーン・ゾーン認証施設	午前5時から午後9時までの営業時間短縮	対象
		その他の施設		対象外
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー・スナック(接待又はカラオケを伴うものに限る。)、カラオケボックス、ライブハウス	休業協力要請の個別解除を受けている施設	午前5時から午後9時までの営業時間短縮	対象
		休業協力要請中の施設	休業協力要請	対象外
ホテル・旅館	ホテル・旅館のうち休業協力要請の対象施設(集会の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの。)	休業協力要請の個別解除を受けている施設	宴会場など専ら飲食を提供するスペース(宿泊部屋を除く)における午前5時から午後9時までの飲食提供時間短縮	グリーンゾーン認証を受けていなければ対象、受けなければ対象外
		上欄以外の施設	休業協力要請	対象外
	上欄に該当しない施設	グリーン・ゾーン認証施設	宴会場など専ら飲食を提供するスペース(宿泊部屋を除く)における午前5時から午後9時までの飲食提供時間短縮	対象
		上欄以外の施設		対象外

以下の施設は協力金の対象とはなりません。

- ① 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
(飲食店営業許可書・喫茶店営業許可書に「客室または客席を設けないこと」等の条件が付されている店舗及び、飲食する場所を設けていない店舗が該当します。)
- ② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- ④ 自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)コーナー
- ⑤ ネットカフェ・漫画喫茶
- ⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー
- ⑦ 飲食の提供をしていないホテル・旅館
- ⑧ 宿泊部屋以外に飲食を提供するスペースが無いホテル・旅館
- ⑨ 通常時21時以降の営業を行わない施設や営業の実態を有すると認められない施設
- ⑩ 休業協力要請の対象施設である遊興施設やホテル・旅館が、個別解除を受けていない場合
- ⑪ グリーン・ゾーン認証申請中の食事提供施設やホテル・旅館が、令和3年6月30日までにグリーン・ゾーン認証を受けることができない場合